官　報

官　庁　事　項

人事院公示第12号

人事院は、人事院規則８－18（採用試験）第３条第４項、第６条第１項及び第２項第１号並びに第８条第３項の規定に基づき、平成26年人事院公示第22号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成29年７月３日　　人事院総裁　一宮なほみ

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
１　人事院規則８－18（採用試験）（以下「規則」という。）第３条第４項の人事院が定める名称は、次の各号に掲げる経験者採用試験である採用試験の種類（以下単に「種類」という。）に応じ、それぞれ当該各号に定める名称とする。 一～八　［略］ 九　内閣官房令第２条第９号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第３条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 気象庁経験者採用試験（係長級（技術）） ２～７　［略］	１　人事院規則８－18（採用試験）（以下「規則」という。）第３条第４項の人事院が定める名称は、次の各号に掲げる経験者採用試験である採用試験の種類（以下単に「種類」という。）に応じ、それぞれ当該各号に定める名称とする。 一～八　［略］ ［号を加える。］ ２～７　［略］

別表第２

種類ごとの名称	区分試験	試験種目
［略］	［略］	［略］
観光庁経験者採用試験（係長級（事務））		基礎能力試験、経験論文試験、人物試験及び総合評価面接試験
気象庁経験者採用試験（係長級（技術））		基礎能力試験、一般論文試験、経験論文試験、人物試験及び総合評価面接試験

別表第２

種類ごとの名称	区分試験	試験種目
［略］	［略］	［略］
観光庁経験者採用試験（係長級（事務））		基礎能力試験、経験論文試験、人物試験及び総合評価面接試験

別表第３

種類ごとの名称	試験種目	出題分野
外務省経験者採用試験（書記官級）	外国語試験（記述式）	英語、フランス語、ロシア語、スペイン語、ポルトガル語、アラビア語、トルコ語、タイ語、インドネシア語、中国語及び朝鮮語のうち、受験者の選択する１か国語
	外国語試験（面接）	英語、フランス語、ロシア語、スペイン語、ポルトガル語、アラビア語、トルコ語、タイ語、インドネシア語、中国語及び朝鮮語のうち、受験者の選択する１か国語

別表第４

種類ごとの名称	区分試験	受験資格
［略］	［略］	［略］
国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））	［略］	［略］
	地方整備局・北海道開発局	試験年度の４月１日において、次の各号のいずれかに該当する日（二以上あるときは、当該日のうち最も古い日）から起算して11年を経過した者で、学校教育法に基づく短期大学、高等専門学校、高等学校の専攻科の課程（同法第58条の２の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）若しくは専修学校

別表第３

種類ごとの名称	試験種目	出題分野
外務省経験者採用試験（書記官級）	外国語試験（記述式）	英語、フランス語、ロシア語、スペイン語、ポルトガル語、アラビア語、インドネシア語、中国語及び朝鮮語のうち、受験者の選択する１か国語
	外国語試験（面接）	英語、フランス語、ロシア語、スペイン語、ポルトガル語、アラビア語、インドネシア語、中国語及び朝鮮語のうち、受験者の選択する１か国語

別表第４

種類ごとの名称	区分試験	受験資格
［略］	［略］	［略］
国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））	［略］	［略］
	地方整備局・北海道開発局	試験年度の４月１日において、次の各号のいずれかに該当する日（二以上あるときは、当該日のうち最も古い日）から起算して11年を経過した者で、学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校、大学等、大学院の課程等又は第一号、第四号、第五号、第七号、第九号若しくは第十号に規定する学校若しく